

総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会

第11回買取制度小委員会

日時：平成22年12月22日（水）10：00～12：00

場所：経済産業省国際会議室

1. 開会

○柏木委員長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会新エネ部会・電気事業分科会第11回買取制度小委員会を開催させていただきます。本日も、暮れも迫っておりますが大変ご多用中のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。心から御礼申し上げます。12月3日に開催した前回会合では、次世代送配電システム制度検討会で行ってありました事項、あるいは買取制度小委員会における主要論点の中間整理につきまして、皆様にご議論をいただきました。本日は、これらの今までご議論いただいた内容を総合的に勘案いたしまして、買取制度小委員会の報告書（案）につきまして皆様にご審議をいただき、非常に重要な会ということになります。

まず、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

本日の資料でございますが、座席表と議事次第、それから、配付資料一覧にあります、資料1から3と参考資料1となっております。ご確認いただけますと幸いです。よろしいでしょうか。

○柏木委員長

よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。なお、カメラ撮りに関しましてはここまでにさせていただきますと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

（カメラ退室）

2. 議題

「買取制度小委員会報告書（案）について」

○柏木委員長

本日は、資料2に基づきまして、「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度

設計」買取制度小委員会報告書（案）についてご説明をいただいた後に、皆様から忌憚のないご意見をいただいて議論をしていきたいと思っております。それでは、事務局から、まず、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それでは、資料2に基づきましてご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、1ページの一番最初のところに過去の経緯が書いてございますけれども、昨年11月1日からプロジェクトチームで議論を行ってまいりまして、7月に大枠を策定いたしました。この大枠を受けて、9月以来、この小委員会を計5回開催しているところです。

大枠については、配布資料の一番最後に参考1というのがあると思ひますけれども、策定したのが半年くらい前になってしまいましたので、そちらをご覧いただき、若干復習をさせていただきます。

参考資料1の「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に当たって」というものでございますけれども、基本的な考え方のところ、「地球温暖化対策」のみならず、「エネルギーセキュリティの向上」、あるいは「環境関連産業育成」と書いてありまして、基本的には、買取制度というのは地球温暖化対策のためだけにやっているわけではなくて、エネルギーセキュリティの向上とか産業育成という視点が入っているということでございます。

また、基本的な考え方の2つ目の項目でございますけれども、「導入拡大」は当然重要でございますけれども、「国民負担」、あるいは「系統安定化対策」、こういうことにバランスをとって進めていくとされています。

それから、この制度の効果でございますけれども、4つ目の項目になります。7月に大枠を出す前に、3月にオプションというのを出してまいりまして、そのときに試算をしておりますけれども、導入量でいいますと3,200～3,500万キロワット増える。これがCO₂で言うと2,400～2,900万トンとありますけれども、大体、日本の総排出量の2パーセントぐらいが買取制度で削減できる。2パーセントというと、あまり大したことないじゃないかというおしかりもあるかもしれませんが、例えば自動車が出しているCO₂が日本の20パーセント後半とか20パーセント弱だと思いますから、それに対して、これが2パーセントぐらいできるということでございますので、決して小さいものではないだろうと思ひます。

また、関連産業につきましては、2020年までに10兆円を目指すということでございますが、これも、どの程度国際競争力を持って輸入品に対抗できるかとか、いろいろな

問題があると思いますけれども、大きな目標を持ってやっていくということでございまして、また、負担につきましては、家庭部門の負担が書いてございますけれども、月150円～200円と。こういったのが大枠の基本的な考え方でございます。

大枠は、あと2ページございますけれども、各検討課題について書かれているわけでありまして、これに沿いまして、この小委員会で詳細をご検討いただいたということでございます。

資料2に戻っていただきまして、1ページの1の買取対象、範囲に関する事項でございます。資料右のほうに数字が打ってありますが、これはライン番号でございまして、後でご意見をおっしゃりやすいようにライン番号を打っております。説明上もこれを使わせていただきます。まず、1のカッコ1「実用化された再生可能エネルギー」の考え方ということで、実用化されているものと研究開発段階のものがございましてけれども、国民負担を伴う制度であるということを考えますと、1ページの30行目ぐらいでございましてけれども、実用化に向けた課題が解決されて、普及拡大に資するような前提条件が備わっている発電方式について、対象にすることが適当ということでございます。ただ、1ページの35行目ぐらいにありますけれども、将来性を考えますと、研究開発、実証についても支援措置が重要であるということでございます。

2ページをお願いいたします。カッコ2の発電設備の要件の担保方法ということでございますけれども、先日もスペインか何かの記事で、再生可能エネルギーだから高く買おうと思って接続していたら、後ろにディーゼル発電機か何かがありまというような記事をたまたま拝見したんですけれども、まさにそういうことがないように、本当に買取対象の再生可能エネルギーかということを確認をする必要があるということで、10行目あたりからですけれども、電力量を適切に計量できる構造になっているとか、あるいは12行目ですけれども、安定的な系統運用に支障を来さないとかそういったことについて、国又はその他適切な者が確認を行うことが必要であるということでもあります。

また、19行目ぐらいですけれども、電気の知識が必ずしも豊富でない方も、例えば住宅用の太陽光発電などはそうなんですけれども、このスキームに参加するわけでありまして、そういうことに留意したスキームにする必要があるということでもあります。

太陽光発電につきましては、たまたま第三者認証、これは財団法人電気安全環境研究所というところが第三者認証をやっておりますけれども、これのおかげで円滑な系統連系ができていたということでございまして、今後、3ページの2つ目のパラグラフになります

けれども、小型風力発電なんかについても、同様の認証制度の構築が必要なのではないかということでございます。

3ページのカッコ3でございますけれども、買取対象、バイオマスについては非常に難しいということが議論にありました。ほかの再生可能エネルギーと違って、燃料を必要とするという特徴があり、その燃料であるバイオマスの中に、既に他の用途の原材料として用いられているものもあるということで、新制度の導入によって、需給バランスとか、資源の逼迫とか市況の高騰が起こらないようにしないといけないということでもあります。

このため、3ページの26行目ぐらいからでございますけれども、既存の産業に影響がない、既存の用途から発電用途に転換が急激に大きく生じて、市況が大変高騰するとかそういうことがないように、幾つかの要件を今後設定して、確認をしていくことが必要だということでございます。また、その確認を行うためには、トレーサビリティの確保というのにも必要だということで、今後、こうした点につきましては、関係省庁と連携しながら、経済産業省において検討していく必要があるとさせていただいております。

4ページをお願いいたします。カッコ4の太陽光発電の買取方式でございます。まず、1のところで、言葉の定義のようなことでございますけれども、太陽光だけは、全量といながら余剰電力買取という別の概念が出てまいりますので、10行目から15行目のあたりで改めて定義をさせていただいております。「買取(り)」というのは、買取対象となる発電方式で発電された電気であって系統に逆潮したものについて買取りが行われること。」「全量買取」は、自家消費を優先するなどの前提条件が付されずに、買取りが行われること。」「余剰買取」は、自家消費を優先することを前提条件として、自家消費後の余剰分(余剰電力)のみについて買取りが行われること。」、これが現在の制度でございますけれども、こういう定義をさせていただいております。

4ページの2でございますが、太陽光発電の買取方式で、全量買取制度をどこまで対象を広げていくかということでございますが、21行目、これまで対象になっていなかった500キロワット以上の太陽光発電、あるいは発電事業目的の発電設備についても、今回、対象になるということでございます。ただ、発電事業用のものとか、あるいは工場・事業所用のものというのは、自家消費がほとんどない、あるいは余剰電力がほとんど出てこないということで、余剰電力買取ではほとんどインセンティブがないということでございますので、全量買取が望ましいのではないかとということでございます。一方で、31行目から先でございますけれども、省エネインセンティブですとか、あるいは国民負担を抑制す

る、あるいは、今、制度を変えることによるコスト、これは社会的なコストも含めてでございますけれども、そういうことを考えますと、住宅用については当面、余剰買取というのが適当ではないかということでございます。この委員会でも、余剰買取と全量買取の選択制等の議論もしていただいたわけですが、今の制度でも順調に導入されている、あるいは、制度が複雑化すると悪質商法みたいなものが増えるとか、混乱するのではないかということもありましたので、当面は余剰買取が適当とさせていただいております。それから、5ページに行ってくださいまして、新しい制度で発電事業目的まで設備、対象を広げるわけですが、そうすると、他社の工場とか他人の家の屋根を借りて発電をする、いわゆる屋根貸しとか土地貸し、あるいは土地借りというのでしょうか、屋根借りとかそういうものが想定されるわけでございます。こういう場合は、ある程度の規模で、きちんとした事業者がやっていたら費用対効果も高いということでございまして、そういう意見が多かったかなと思いますので、どういったケース、条件をどういうふうに設定するかということについて、今後、検討を行う必要があると考えられます。

5ページの2で買取価格と期間でありますけれども、カッコ1の風力発電等太陽光発電以外ということで、まず太陽光以外からですが、20円ぐらいが最低限必要なラインというご意見があったり、あるいは、導入量を達成しようとするれば、買取価格はある程度高い価格というご意見がございました。一方で、過度の利益を保障するような価格設定は避けるべきだというご意見とかございましたので、今後、具体的に価格を決定していくときには、こういった点に留意する必要があると考えております。また、買取期間につきましては、ある水準以上の買取価格が設定されれば、多少の買取期間の長短というのはそんなに大きな影響を及ぼさないということで、15年を軸に検討していくということが一つの検討の基礎になるのではないかとございまして、6ページの上のほうでございますけれども、まず、この委員会でも、電源ごとに買取価格を決めるべきではないかというようご意見がございました。他方で、一律価格とするほうが費用対効果の高いものから導入が見込まれ、国民負担の軽減につながることから、一律価格が適当だというご意見が多かったのではないかと思います。大枠でも一律価格ということになっておりますので、それを追認させていただくような書きぶりになっております。

6ページのカッコ2で太陽光発電の部分でございますけれども、1は住宅等の太陽光発電で、これは今の制度でも順調に進んでいるということで、それとの連続性、整合性というのを考えていけばいいじゃないかということでございまして、それから、小型風力発電に

つきましては、太陽光と同じように量産効果による価格の低減等が見込まれるということで、住宅用の太陽光と同じような考え方で良いのではないかとということでございます。7ページ目の上にグラフがついておりますけれども、これが現行制度の太陽光の余剰買取制度の効果でございます。制度を開始したのは昨年11月ですけれども、アナウンスをしたのは昨年8月ということになります。このあたりから、これはフローベースの導入量ですが、大変導入量が伸びておりまして、制度開始前に比べると3倍近い伸びになっているということで、この制度自体はうまく機能しているんじゃないかということでございます。

7ページの2でございます。工場・事業所の太陽光発電ということになりますが、これにつきましては、事業者向けの補助金というのが終了してしまうということとか、あるいはキロワット当たりのコストが比較的高い場合があるというご意見がございました。一方で、現行制度との買取価格の連続性というのも必要でしょうし、また、住宅に比べて、あまりにもインセンティブの水準が高いというのはどうかというようなご意見もありましたので、今後はそういう点に留意して、買取価格を決定していくというふうにさせていただいております。また、買取期間につきましては、事業用の発電設備につきましては、耐用年数等を考えますと、風力発電とかと同じような条件にしたほうがいいのではないかとということでございます。

7ページ3の発電事業用の太陽光発電ですけれども、これは工場・事業所とほぼ同じということで、同一の扱いでいいのではないかとということでございます。

8ページをお願いいたします。RPSで、16行目でございますけれども、新制度を導入する場合にはRPS制度を廃止することが適当であろうということと、カッコ2の次期利用目標量ですが、今回の全量買取制度は24年度が導入目途ということでございますので、そうすると、23年度はどうしてもRPSの目標が必要ということで、23年度まで実質的に定めることが適当であるということでもあります。カッコ3のバンキングでございますけれども、9ページの一番上のところをお願いいたします。バンキングについては、せっかく頑張ってきて、何らかの補償措置が必要ではないかというご意見も多かったんですけれども、そもそもRPS制度が廃止されてしまうということもありますし、RPSの目標達成のための弾力的・補完的な措置だったということをかんがみまして、特段の制度的な補償をするまでではないと判断をしております。

9ページの4は新設・既設、出力増強の扱いに関する事項ですが、以前はリパワーメントという言葉を使っていたところを漢字に直しております。カッコ1は新設・既設の扱い

でございます。まず、大枠においては新設を対象とするというのが基本でしたけれども、既設の設備についても、止まってしまつては困るということで、価格等に差をつけて買い取るとか、何らかの措置を講ずると提示されたところでございます。9ページの19行目ぐらいからでございますけれども、RPS制度のもとでは、認定された設備からの電気というのは義務履行に用いることが認められておりますので、一般の電気に比べると実質的に高い値段で買取りをされておりました。これは我々が、「RPS価値」を含んだ電気と言っているわけですが、したがって、RPS法がなくなってしまうと目減りするとか、取引価格が下がってしまうということで、運転がとまるとはいけないなということでございますが、しかし、22行目以降でございますけれども、RPS制度ができる前、導入前に運転開始した古い設備については、もともとRPS価値の存在というのを前提にしていたわけではないので、RPS制度を廃止されても投資回収計画への影響は生じないということで、特段の措置を講ずる必要はない、としております。したがって、RPS制度導入以降に運転を開始したものについては何らかの措置を加えようということで、28行目ですが、具体的には、RPS制度下での取引価格を参考にしながら、ほとんどの電源が事業継続可能となるような合理的な価格で取引をしていただくということではないかということで、そのイメージが、10ページの上のほうに小さな図がついておりますけれども、ある一定の買取期間というのが、今度、新制度のもとで決まるわけですが、例えばそれをYとしたときに、RPS制度のもとで既にZ年運転されていたのであれば、そういうことを加味して、Y-Z年をX円で買い取る。Xにつきましては、ほとんどの電源が運転を停止しないような、とまらないような価格ということで、電源ごとに設定をしていくというのが適当ではないかということでございます。

10ページの2の出力増強についての取扱いですが、「リパワーメント」のほうが良かったのではないかと今になって思っていますけれども、発電設備のうち主要部分を取りかえる場合、例えばタービンとか水車を取りかえる場合ということですが、これについては新設と同じように扱うことが適当ではないか。

11ページに行きまして、5は電気事業に関わる実務的論点です。新制度の制度設計のうち電気事業制度に関連する部分につきましては、次世代送配電システム制度検討会というのが今年5月から検討を始めておまして、前回、第10回買取制度小委員会でもご報告をいただいて、ご議論いただいたわけですが、引き続きそちらのほうでご検討いただくということもございまして、そちらのほうで検討されたことの内容を、今回の報告

書では概要を整理させていただくという形にさせていただいております。また、11ページの「注」のところにございますけれども、系統ルールの在り方等については、今、電気事業分科会の制度環境小委員会で引き続き議論が行われておりますので、そちらのほうで別途取りまとめということになっております。

11ページのカッコ1は買取主体の考え方を示しています。まず、買取義務対象者につきましては、電力系統はネットワークを持っているとか、あるいは電気を安定的に供給する、長期的に、安定的にその事業を継続できるということが期待されるということでありまして、一般電気事業者及び特定電気事業者が一義的な買取義務を負うのが適当であるということでございます。1-2の買取主体となり得る者においては、義務ということではないんですけれども、いわゆるPPSにつきましては買取りができないという制度になってしまうと、PPSは買取価格よりも高い価格を提示しないと、しかも費用回収ができない状態で高い価格を提示しないといけないということになってしまいますので、これは問題であろうということで、PPSも買取りができるとしております。そしてその場合には、費用回収について買取義務者と同様な扱いができることが適当であろうということでありまして、1-3の買取制度の枠外とすることが適当なもの、に関しては、1つは自家発自家消費、それから12ページに行っていただきまして、特定供給、それから、12ページの上から3行目ですけれども、一般電気事業者の自社設備については、買取制度の枠外が適当であろう、としております。

12ページのカッコ2の買取費用の負担に関する電気料金制度上の取扱いについては、電気事業者に費用回収を確実にしてもらうためには請求権の付与というのが必要なのではないかとということと、サーチャージにつきましては、電気事業法における「料金その他の供給条件」の一部として供給約款に位置づけることが適当であろうということでございます。また、自由化分野につきましても、規制分野と同様に、具体的には、電力需給契約において負担を求めるとともに、最終保障約款に位置づけることが必要であるということでございます。

12ページのカッコ3の買取費用算定における控除額の考え方については、これも基本的な考え方は現行の太陽光の買取制度と同じでございますけれども、買取りにかかった総費用から電気としての価値の部分、もともと買取りがなかったとしても発電をしなければいけなかった部分ということになりますけれども、この部分を回避可能原価として引き算をして、その残りを費用として転嫁するというございます。これにつきましては、

天候による不安定性とか、幾つかの項目が書いてございますけれども、これらに配慮して、13ページの上から2行目でございますけれども、全電源平均可変費を採用するのが適当であるということでございます。13ページの上から6行目の2は、PPSについても同じように回避可能原価の控除というのをしなければいけないんですけれども、これについては、1つ1つ算定していくというのは行政コストが非常に過大になるということでございますので、一般電気事業者の全電源平均可変費の加重平均値で代替をするということでございます。

13ページのカッコ4は新制度における買取費用の回収のタイミングです。現在の余剰電力買取制度では、事後回収方式といたしまして、前の年に買い取った分を翌年度に回収するという方式をとっておりますけれども、本来、買取りと買い取った電気の販売、取引とか、これは並行して行われているわけございまして、かつ、事後回収にしますと立てかえ利息みたいなものが発生いたしますので、この際、同時回収を基本とすることが適当ということでございます。ただ、同時回収の場合、回収し過ぎてしまったとかのずれが生じることがございますので、差額分については当然、事後的に調整をする必要がありますし、場合によっては、既設分については同時回収をして、新設分については予測が難しいということもありますので、事後回収にするとか、そういった組み合わせとか一定の工夫も考えられるということにしております。

13ページの一番下のカッコ5は地域間調整に関する考え方ということで、地域ごとにサーチャージの額に差があるといけないということで、清算機関をつくって調整をしましょうということでございます。今回、義務対象者が非常に増えるということでございますので、清算機関方式というのが適当であろう。事業者ごとに相対でやっていただくという考え方もあるんですけれども、対象者が非常に多いということで、清算機関方式が望ましいということにしております。

14ページのカッコ6は買取契約の在り方ということで、1は、定められた買取価格よりも高い値段で買い取るというのは認めてもいいんじゃないかということで、ただ、高かった分については、サーチャージへの転嫁ということではなくて、買い取った電気事業者さんの需要家から回収をするということにしたらいいのではないかとということであります。14ページの2は買取期間中の分割契約ということで、これは文字どおり、例えば15年間の買取義務があるとすれば、最初の5年間はA電力会社によって、その後はB電力会社によるとか、そういった分割も認めてもいいんじゃないかというものです。3に関しては、

電気のうちの一部はA電力会社に売って、残りはBに売ってとかそういう分割販売みたいなことはどうかということですが、これをやると、要するに安定的な部分をA電力会社に売って、残った部分をBに売るとか、いわゆる「しわ」の部分だけを売るとかということになってしまってもいけないので、15ページの上から3行目になりますけれども、何らかの条件、一定の規律を設けることが必要であるということですが。

カッコ7の「卸供給制度との関係、買取期間終了後の扱い」に関しては、卸供給制度との関係につきましては、新しい制度と卸供給制度のどちらかを事業者の選択に委ねることが適当であるということと、買取期間終了後は当然、法律に基づく買取義務は生じないということですが。

カッコ8がその他のコストの扱いということで、電力会社のシステム改修のコストとか、あるいは払込み等に関する費用につきましては、適正な費用の明確な特定というのはなかなか難しいということで、電気事業者の料金原価に算入することが適当ということと、あと、今回、サーチャージのやりとりとか、いろいろお金のやりとりがあるので、そこに課税されたりすると大変ということで、税務上の扱いなんかをきちんと整理する必要があるということですが。

カッコ9が系統安定化対策についてで、これは、電力需要が少ない軽負荷期に余剰電力が発生してしまうということがございます。この対策として、蓄電池の設置ですとか太陽光発電の出力抑制ということが検討されております。16ページの上から3行目あたりですけれども、系統対策費を抑制するという視点も含めて、太陽光発電の出力抑制ですとか風力発電の出力抑制といったことを検討を選択肢とするということですが。また、優先接続や優先給電の在り方も含めた具体的な検討が行われているということでもあります。

こういった視点につきましては、苦情処理なんかも含めて、今後、制度環境小委員会のほうで検討を進めることが適当であるということですが。

16ページ6の環境価値の扱いで、まず、14行目の1は、今回、地域間調整をして、買取りを行った事業者の需要家以外の需要家にも買取りの負担を求めるということになります。また、18行目の2は、できる限り制度全体で統一的な扱いにすることが望ましいということもありますので、負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整されるという扱いが適当だろうということですが。

16ページの7は円滑な制度移行と効果検証についてで、これにつきましては、まず十分な周知・広報が必要であるということですが、ポイントが書いてございますが、

具体的には、17ページの3行目でありますけれども、平成23年4月から、来年の4月からですが、現行制度に基づくサーチャージが始まりますということでございます。加えて、同じ時期に新しい制度についての具体的な検討をしているわけでございます。この辺が紛らわしくならないように、分かりやすい周知・広報活動というのを試みるということでございます。17ページの9行目でございますけれども、周知・広報活動に加えて、「情報提供」という言葉を入れさせていただいております。前回、前々回と、単なる広報だけでなく、買取費用によって何がどうなっているのかというのをできる限り広報していく、いわゆる情報提供をしていくということで、その点についても配慮させていただいております。

17ページの2は制度導入後の効果検証ですが、現行の制度でも、毎年1月を目途にこの小委員会を開かせていただいて、太陽光発電の買取価格というのを審議しております。新しい制度についても同じ方式で買取価格を決定するというのが適当だろうということと、21行目でございますけれども、制度開始後3～5年後を目途に、再生可能エネルギーの導入量とか、あるいは国民負担とか系統安定化対策などの観点に照らして、機動的に制度の見直しを行うことが適当ということを書かせていただいております。

17ページ一番下の8は「その他留意事項」でございますけれども、今後、法律を検討していくに当たって、いろいろ留意しなければいけないことがございます。18ページをお願いいたします。他方で、大枠との関係で、やや大枠に基づく詳細設計の枠を超えるかなとか、あるいは、そもそもこの審議会の検討事項の枠を超えるかなというような部分のご意見もありましたけれども、ここに特記させていただいております。まず、消費者の負担をできる限り小さくというご意見がございました。また、電力多消費型産業の国際競争力への影響等に配慮すべきのご意見ですとか、あるいは一例として、ドイツのように、電力多消費型産業についてサーチャージを減免する制度等の方策を講じることで生産とか雇用を維持することが必要との意見がございました。一方で、電力料金制度については公平な負担というのが重要だというご意見ですとか、あるいは、まずは公平負担のもとに制度を開始するのが適当というご意見ですとか、あるいは、消費者も負担を行っているのに、産業界分の負担を消費者にしわ寄せするようなことがあっては不公平だというようなご意見もございました。さらに、電気だけでなく、ほかのエネルギー消費をしている人たちも全体で負担すべきだというご意見もございました。それから、これは完全にこの小委員会の枠を超えるかもしれませんが、ほかの地球温暖化対策に関する施策と一体的

に検討をするとか、あるいは環境と経済の両立といったようなご意見もありました。

もちろん私どもは関連部局と相談をしながら、一体的に検討ができるようにしているところでございます。今後、主に費用負担の問題ということになると思いますけれども、国民の理解を得つつ、経済産業省において議論を進めていくことが適当であるということですので。

最後、18ページの9に関しては、次期通常国会に法案を提出すべく準備を進めていくことになると思いますけれども、若干エクスキューズがございまして、今後、法制面の検討をしていくに当たって、法技術的に、この報告書に書いてあることがどうしても困難ということもあろうかと思えますけれども、そのときには、できる限りこの趣旨を踏まえて、適切な代替案について検討していくことが望まれるということです。ありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。大変な労作だと思いますが、いずれにしましても、これからこれをベースに皆様方からご意見を伺うということになりますので、よろしく願います。発言される場合は、札を立てていただくというルールで、なるべくその順番に沿ってやりたいと思います。山田委員、清水委員、永田委員、辰巳委員、市川委員ですね。その後、遠藤委員、本多委員。それでは、山田委員、どうぞ。

○山田委員

これまでも電力多消費産業に対する軽減措置の必要性について申し述べてまいりました。今回の報告書では、こうした点に配慮すべきとの意見があったという取り扱いにとどまっているということについて、強い問題意識を持っております。大枠の中でも、国民負担や産業競争力の観点を踏まえて、今後、詳細を検討していくんだということになってははずですので、その点について何点か申し上げていきたいと思えます。少し時間をいただきますけれども、丁寧な説明が必要だと思いますので、お許しいただきたいと思えます。

まず、再生可能エネルギーの利用拡大への反対意見は、この委員会ではないと思っております。我々エネルギー多消費産業に属する人間も含めて、これについては賛成している。しかしながら、現状では再生可能エネルギーの経済性は大きく劣る、多大な負担になるということですから、エネルギー多消費に極めて大きな影響があると考えております。したがって、負担総額の圧縮ということとあわせて、並行的に電力多消費産業への軽減措置が必要だというふうに認識しております。以下、少し具体的にお話しさせていただきました。

いと思います。

電力多消費産業と言われている3つの業種があるわけですが、電炉業、鋳造業においては、電気を使ってスクラップを溶解する、1,500度以上ぐらいの熱エネルギーが必要だということ、あるいは、ソーダ業においては、食塩水を分解するということから多大なエネルギーが必要になっております。こうしたエネルギーは、一般的に電気を駆動等に使われる製造業に比べて非常に大きい。具体的な数字で申しますと、売上高に占める電力使用量の割合、これを売上高電力使用原単位といった言い方をしていると思いますが、製造業平均に比べて10倍以上ということで、圧倒的に大きいという実態がございます。

こうした電力多消費産業にとってみれば、再生可能エネルギーの育成のための支援コストを上乗せした電力料金、これは市場性がないわけですので、この結果、多大な負担になる。したがって、電力料金に一律に上乗せすることは必ずしも公平とは言えないのではないかと考えております。また、電力多消費産業にとって、電力コスト削減はコスト競争力確保の源泉であります。これまでも必死に削減してきており、削減余地がほとんどないのが実態です。今回、電力料金が大幅にアップされますと、コスト増、収益悪化の要因となるだけで、電力消費の削減にはつながらないと考えております。

それと、一般の電力消費者との関係も、若干誤解があるのではないかと思います。これまで一般の電力消費者を代表される委員の方から、一部の産業に軽減措置を認めると軽減された費用が消費者に回ってくる、したがって負担が大きくなるという指摘がございました。これは当然そうなんですけれども、そもそも一般の電力消費者と産業界が、別に対立する概念にあるわけではなくて、家庭の皆様も、そういった企業の収入、あるいは雇用で生活が成り立っているということだろうと思っております。

したがって、一般の電力消費者の皆さんの気持ちを推測しますと、電力料金が高くなることを懸念されているのであって、そういった産業が競争力を失っていいというふうにご心配されているわけではないのではないかと考えております。電力多消費への軽減措置を含めて、電力消費者の負担が適切な範囲になるということであればいいのではないかなと。

例えばドイツでは、軽減措置の負担分を、サーチャージの10パーセントを上限として電力消費者全体で負担しているということがございます。また、軽減措置に必要な財源については、一般の消費者の皆さんが負担するというのではなくて、国の財政負担によっ

てやるというやり方もあろうと思います。その辺についてはぜひとも検討いただきたいと思ひます。

それと、今回の議論の中で、一般論で、一律に電気料金に上乗せすることが公平だというふうに言われておひまして、電力多消費産業への具体的な影響、あるいは軽減措置に必要な財源、あるいは他の消費者への影響といったことについて、具体的な検証は行われていない中で、一律が公平なので対応はできないとすることは甚だ問題だと思ひます。

今回、具体的な数字を準備してまいりましたので、簡単にご説明させていただきますけれども、3業種の負担額をキロワットアワー当たりサーチャージ0.5円を前提に計算しますと、影響額が100億円強であります。具体的な軽減措置として、先ほども言ひましたが、売上高電力使用原単位が非常に高いという特徴がありますので、例えば製造業平均の2倍まではサーチャージ額を全額負担する。2倍を超えた場合に初めてサーチャージ額を免除するといった場合を考えますと、100億を下回るレベルに圧縮が可能だと思ひます。

この100億円というレベルは、今回の買い取りによる負担額が4,622億円というのが0.5円のケースでございますので、比率でいいますと2.2パーセント相当ですね。したがひまして、0.5円の引き上げに対しまして、2.2パーセントですので、0.011円付加されるというレベルであります。標準世帯300キロワットアワーとして、150円というのが答申にごさひましたけれども、それが3.3円上がるというレベルであります。こうした規模ですから、サーチャージへの上乗せ、あるいは国の財政措置による対応ということが可能なのではないかと考えます。

いずれにしまひても、日本になくてはならない産業にもかかわらず、電力料金への一律上乗せの結果、これは製造プロセス上、電力を大量に消費せざるを得ないという産業ですから、そういった産業が著しく悪影響を受けるということは、産業政策上も決してあつてはならないのではないかと考えておひます。

したがひまして、この報告書の中も、その他の留意事項でそういう指摘があつたということではなくて、例えば、16ページの7の「円滑な制度移行とその効果検証」という項がござひますが、そういった中で、エネルギー多消費産業への影響をしっかりと見ていただきまして、軽減措置等が必要ということであれば、その必要な措置をちゃんととるというふうに明記していただきたいと思ひます。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございます。今、エネルギー多消費産業から、16ページの7の記述に関

して、少し入れてもらえないだろうかというご意見がございました。清水委員、どうぞ。

○清水委員

商工会議所の清水でございます。よろしく申し上げます。商工会議所としては3点、今日、申し上げておきたいと思っております。

まず初めに、総論として、報告書（案）の最終ページに、他の地球温暖化対策に関する施策と一体的に検討されてというふうな表現があったかと思うんですけれども、この負担と効果についてはなるだけ丁寧にご説明をいただければなと思っております。これは一番初めの会議でも申し上げたことですので、重複になりますけれども、ぜひそこについてはお願いしたいと思います。

2つ目に、円滑な制度の移行について、中小事業者も負担を簡単にシミュレートできるような仕組みづくりについては、これも過日の会議で要望を申し上げましたけれども、負担と対極にある明るい話として、新しい本制度の先に、どのような新成長戦略というのが具体的に書かれているのかというのが、産業の育成とか、言葉では何となくわかるんですけれども、具体的にそれがどう点と点がつながっているのかというのがよくわかりませんので、その辺も、できれば具体的なお説明をいただければなと思っております。

最後に3点目ですけれども、中小事業者への普及を考えた場合に、ある程度の規模にまとめ上げていくことが効率化につながるというふうに、これも前回の会議で申し上げたかもしれませんけれども、その取り組みを後押しするような仕組み、例えば中小企業が集まって再生可能エネルギーに取り組むということに対して、何かご支援をいただけませんかということも最後に申し上げておきたいと思っております。

ここから先は私の個人的な意見ですが、こちらの制度については、全体を通して公平性というのが非常に強く前に押し出ているように私は感じているので、これは商工会議所としてというよりも私の個人的な考えなんですけれども、例えば金銭的な支援が難しいということであれば、我々中小の事業者はなかなかその知恵がないので、どうやって効率化をしたらいいのかとかそういったことについて、何か知恵をおかりできればなと思っております。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。永田委員、どうぞ。

○永田委員

風力発電協会の永田でございます。この報告書につきましては、風力発電の実情をよく

反映していただいておりますので、文面を変えるとか意見ということではなく、ただ、幅を持って書かれたり、不確定なところもございますので、その点についてコメントないしはお願いを2点だけさせていただきたいと思っております。

1つは、5ページのところの買取価格・期間に関する事項でございます。前回の繰り返しになりますが、17行目のところで、20円が最低限必要なラインと書いていただいておりますけれども、風力業界としては、20円に向けた企業努力をして、極力引き下げるということで頑張りたいと思っておりますので、ぜひこの線をお願いしたいというのが買取価格に関してでございます。

一方の買取期間につきましては、一番下の25行目に、先ほど渡邊課長からもご説明がありましたように、15年を軸としてということでございますけれども、これも前回の繰り返しになりますが、風力の場合は減価償却が17年間、それから電力会社との売電契約も17年がほとんどでございますので、ぜひこの点をご考慮賜ればということでございます。そこで、買取期間が何年になるかわかりませんが、仮にその期間が過ぎた場合の扱いにつきましては、6ページの図の右側のところに、注として小さい字で、「この試算においては、16年目以降の収益がゼロになる訳ではない等、一定の仮定のもと試算を行って」と書かれております。こういう前提のもとで、買取期間と買取価格の組み合わせがこの図のようになるということであり、また買取期間が過ぎた場合につきましてもCO₂の削減に貢献するわけでありますので、期間経過後にも事業が成立するための何らかの保証ないしはスキーム、制度的な措置・手当等をぜひお願いできればということでございます。それが第1点でございます。

第2点は、10ページの新設・既設、特に既設の扱いでございます。10ページの10行目のところに注2というのがございます。この趣旨は、既設分についても、それなりの貢献をしているので、ご配慮いただけるということでございますけれども、12行目のところに、「RPS制度下での平均的な取引価格よりも若干高めに設定する」ということが書かれております。ご存じのように、現在のRPS制度下での買取価格は低迷しております。3分の1の補助金をいただいたベースで10円10銭ぐらいになっていると思っております。しかしながら、もしRPS制度が存続していれば、これから義務量が急激に増えていくことから、買取価格は多分上がっていただろうということも想定されるわけございまして、現行の平均的な取引価格というのは低迷している中での水準という実態を、ぜひご理解いただきたいということでございます。もう一つは、その下の行に書いてありますけ

れども、「こうした価格設定を行う目的は、既設設備の操業を維持する」という趣旨でございますので、風力は一律幾らということになる場合、買取価格の分布等をよく見ていただいて、できるだけ現行の設備が存続できるような高めの価格設定にさせていただければというお願いでございます。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。辰巳委員、どうぞ。次が、市川委員、遠藤委員になります。

○辰巳委員

3つぐらいお話しさせていただきたいと思います。

最初に、3ページのバイオマス発電のところですが、まず、「バイオマス」という単語があって、それが発電を意味したり、原料を指したりと、バイオマス発電は「バイオマス発電」と書いてありますが、「バイオマス」とだけ書いたときに、何を指しているのかわかりにくいなと思いました。タイトルに「バイオマスの要件」と書いているところ、例えば、「また」と書いてある、21行目の「バイオマスの中」というときの、これはバイオマス原料の話だと思います。そんなことで、消費者はバイオマスの仕組みがわかっていないかもしれないので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、修正というか、24行目、「さらに、バイオマスを収集・輸送する際に」と書いてあって、「温暖化対策にも」と書いてある、「も」がすごく気になります。温暖化対策というのは目的の1番目に挙がっていたと思います。この「も」はないほうがいいと私は思っておりまして、温暖化対策に資するという新制度の趣旨にそぐわないと思います。

もう一つ、下から3行目のところですが、35行目、このあたりもとてもあいまいな感じがしております。「バイオマス発電の普及拡大の観点からは」と書いてあって、上にずっと、いろいろ検討しなければいけないよと書いているのに、「過度に厳しい基準を設けることは適当ではないとの考え方もあり」、これはご意見だったと思いますが、こういうふうに書くと、ここに書いていることが、両極の話が書かれているため仕方がないのかもしれませんが、非常にあいまいな表現となり、きちんと仕組みをつくる話なのに、「過度に」という単語があると、どのレベルを過度というのかわからなくなります。だから、基準を決めるという話ですが、私はこの部分が、とても気になります。ですから、「バイオマス発電の普及拡大に資するということを考えて」というぐらいにして欲しいなと思っております。それが1つ。

それから、2つ目、11ページの買取主体の話のところ、いろいろな単語が出てきます。

特定電気事業者だったり、特定供給だったり、あと、資本関係のある子会社とかいろいろあって、このあたりをもう少しわかりやすく整理してほしいと思います。2ページのところに絵で、新しい制度のイメージと書いていて、買取りをするのは電力会社だけになっていますが、おそらくここにそういうのも入ってくるのではないのかなと思います。

最後、広報の話、国民負担の話ですが、前より同じことを申しておりますが、私たちが何のために負担をするのかがわかるように説明していただきたい。私も、先ほどのご意見と全く同じで、ただ負担、負担と言われると、本当に負担でしかないように思うので、支払うことで持続可能なエネルギーが増えるのだということが、わかるような説明をしていただきたいと思います。

それから、従量制で額は決まるのだということは、なかなか消費者に行き届いていないのではないかと思います。150円から200円という金額がひとり歩きしていますもので、たくさん電気を使えば高くなるわけですね。それも広報の中できちんと話してほしい。逆に言うと、この前も言いましたが、負担をしたくなければ省エネをすればいいという話をぜひ広報の中に入れていただきたいということです。

それから、前回、市川委員がお休みになって、コメントでお出しになっていた話があったと思いますが、どこの事業者がどれだけ発電をして、どれだけ買い取ってというデータがきちんとわかると思いますので、自分の負担するお金に関心があれば、どこかを検索すれば、今こういうお金に対して払っているのだなというのがわかるようなシステムをとっていただけないかなと私も思っています。ぜひそれを、仕組みですけれども、ご検討いただきたいなと思います。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。それでは、市川委員、どうぞ。

○市川委員

3点、意見を述べたいと思います。

最初に、18ページの上から3行目に、「消費者の負担をできる限り小さくしてほしいとの意見」と書いてございますが、このところは読み方によっては、再生可能エネルギー導入はそんな少なくてもいいのかというふうを受けとめられかねないので、そうではなくて、ある程度の導入拡大を目指しながら、でも消費者の負担はなるべく小さくしてほしいという、その辺のニュアンスをきちんと入れていただきたいなと思いました。

それから2点目、前回欠席したので、意見書で出しました。負担の公平性のところで、

産業界の産業影響力に影響が生じることに留意すべきというご意見のところ、確かにそのお気持ちのところはとても共感を持ちます。ただ、全量買取制度の中での負担の公平性は、私は重要なかなめだろうなと思っております。つまりどういうことを言いたいかといいますと、電気料金への一律上乗せで全部回収してしまう制度が本当にいいのかな、クエスチョンです。それから、先ほども山田委員がおっしゃいましたけれども、電力を多く消費する産業にとっては、公平性があるとは必ずしも言えないのではないかという、このあたりのところを私としても、もうちょっと早い段階でこういう情報をきちんとたくさん聞きたかったなという思いがあります。

このあたりの話というのは、電気代に上乗せして、どこまで回収してもらう、その限界がひょっとしてあるのではないか。また、それが足りない分は国民負担として税金から補助金とか、そういう形も検討する必要があるのではないかなという思いを抱いております。

電力を多く消費する産業分野を、いわゆる産業構造改革していく必要があるんだというのであれば、もっと明確なビジョンを私たち消費者にも、国としてお話しして示してほしいです。そうすれば、もうちょっと先のことも考えられると思うんです。私たちが判断を迷っているときには、もうちょっと丁寧に情報を出していただきたいなという思いを持っております。それは専門家の先生方に対しても、もうちょっと丁寧に説明とか情報を私たちにも、理解が足りないかもしれないですけども、出していただきたいなと思ってます。

3つ目は、17ページの9行目の情報提供のところですか。これは前回の意見書のところにも書いたんですが、ただ単に情報を提供すればいいというのではなくて、国民が負担をしているのだから、国民が知りたい情報を、対話ができるような情報をきちんと出して、公表していくような情報提供をしていただきたいと思っております。以上でございます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員

エネットの遠藤でございます。まず初めに、今回、非常に複雑で多岐にわたる検討内容に対しまして短期間で報告書を取りまとめていただきました、柏木委員長をはじめ事務局の皆さんのご努力に敬意を表したいと思います。どうもありがとうございます。

私のほうからは4点ほどございまして、簡単に述べますが、まず1点目ですが、今回、継続検討になっている事項がまだ幾つか残っておりまして、それをできる限り早く

結論を出していただきたいというお願いでございます。買取価格もそうなんですけれども、特にバイオマスの対象がどこまで入るのか、あるいは既存設備の買取価格のつけ方、そこから辺も含めて、事業者にとっては死活問題です。今、我々PPSも、発電事業者さんともいろいろお話しさせていただいているんですが、なかなか制度の中身が決まらないので事業計画を立てられないということで、計画をストップしたり、設備を打つことも戸惑っている方もいらっしゃるようでございます。ということで、なるべく早くそういった事項について決定していただきたいということが、まず1点目でございます。

2点目なんですけれども、バンキングの件でございまして、前々回の委員会のときに、かなり多くの方がバンキングについてはご発言されたと記憶しています。ここにバンキングの扱いについて書かれているんですけれども、私どもから見ると、今回、バンキングは特に対策をしないということで、この表現4行ほどで書かれているんですけれども、もう少しきちんとしたご説明をいただきたいかったというのが率直な印象でございます。

そのときの意見の中で、これからグリーン証書、あるいは東京都の都条例のクレジットといったところへの影響等も懸念される声もありましたので、こういった制度を切り捨てるような形で行われたときに、その影響はどういったことが出てくるのかということも含めて、フォローをぜひお願いしたいと思えます。

3つ目は、広報の関係ですけれども、広報をやっていただくことは非常に重要だと思っていますけれども、そのやり方ですね。どういうやり方が一番皆さんに伝わるのかということも含めて、よく考える必要があるのかなど。去年もチラシを配られたと思うんですけれども、それがどのぐらいの効果があつたかというのも私どもはあまりよくわかっておりません。ということで、ほんとうにどういったやり方がいいということも含めて、検討していただければということでございます。

最後、4点目は、環境価値の扱いのこととございまして、これは過去の委員会のときにも申し上げておりますので、重複しますので詳細は控えさせていただきますが、環境価値をどういうふうに配分するか。それから、それが大多数の買取電源に及ぶということで、環境配慮法あるいは温対法等、我々が関係しております周辺の制度にも影響してきますので、これは経産省さんだけではなくて、ほかの省庁さんとの関係もあると思えますので、そういったところへの働きかけ、あるいは調整を、今後もぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、本多委員、どうぞ。

○本多委員

報告書全体で、我々太陽光発電協会として、いろいろ意見を述べさせていただいたことが、両論併記の部分もありますけれども、ほぼ取り上げていただいていると思っております。全体的にすごい内容で、この時間だけですべてを理解するのは難しいですが、大変よくまとまったものだと思っております。

実は我々、太陽光発電の業界団体なんですけれども、いろいろな業種の方が参入されておりまして、必ずしもこの制度がどうだということについては、全員がウエルカムということではないと思っております。理由は、例えばサプライチェーンを考えてみても、我々、太陽電池をつくるサプライチェーンを考えた場合、川上でいきますと、例えば結晶を引き上げたり、鑄造で結晶をつくっている部門がございます。おそらくこういうところは相当電気を使っている部署だと思えます。もしこの部門が切り離されていたら、おそらくとんでもないという話になると思うんですけれども、太陽光発電協会の中での議論は、紛糾したときは必ず、冒頭に説明がありました基本的な考え方、一番最初の項目のところですけども、ここに立ち返って、どうするんだということを共通のベースにする。その中で選ばれたのが、つまり国として方針で決められたのが、全量買取制度をやるということとは決まったものだということを理解しております。

与えられた場の中で、我々産業として何をするかということ考えた場合、偉そうなことを言えないんですけれども、といたしますのは、サーチャージでいきますと、我々は皆さんに負担をお願いする立場にあらうかと思えます。おそらく意見をとると、ほとんどの方がサーチャージの、この場に出ておられない産業の方も、電気代が上がるのはかなわんなというのは共通したものだと思います。

その中で、我々太陽電池産業が何をもちお返しするかということになりますと、冒頭の基本的な考え方に戻るんですけれども、例えば、太陽光発電が普及することによって、新たに投資を、設備の増強その他で生み出すとか、地方に工事で雇用を生み出すとか、それから、もう一つ重要なことは、この前計算したんですけれども、部材だけでも相当な量が普及することによって、関連産業の中に大きな影響を及ぼしてくるということがわかりました。例えばガラスであったり、ガラスのほかに、下に使っています透明のプラスチック、熱可塑性の樹脂なんですけれども、こういうものとか、周辺のアルミ材とか、これは

ばかにできない量が将来的には出てくるということがわかりました。そういう意味では、例えばメーカーだけがもうかるというようなことは絶対ないと考えております。再投資をして量を拡大し、研究開発しないと競争に勝ていけないというのが現実でございますので、一時的に制度で何がしかの利益を得たとしても、永遠にその制度が産業を支えるものではないというふうに覚悟しております。

ぜひこの制度を、とにかくスタートさせて、17ページのところに書いてあるように、一方的にどこかにもものすごい負担があったり、ものすごくいい目がある、利益だけを上げているということがないような見直しをやるのが、この制度そのものが重要だと思っております。まずスタートを切っていただきたいというのが私の意見です。

もう一つは、この制度の中で、実は読んでいきますと、既存の産業の拡大の中だけではなしに、新しいビジネスチャンス、ビジネスモデルもあろうかと思えます。ただ、それが必ずしも制度によってずっと隆々と伸びていくものではないということは、諸外国の今までの同様の制度を見てもわかっております。そういう意味では、相当慎重に長期的な視野に立って、どういうビジネスを広げていくかとか、どういう新しいビジネスを取り込んでいくかということが、おそらくこの制度がスタートした後に、我々産業にも突きつけられる大きな課題であろうかと思っております。

まずはスタートポイントに立てたということで、感謝申し上げます。

○柏木委員長

ありがとうございました。横山委員、どうぞ。次が、鈴木委員、荒川委員、安達委員代理、西山委員。

○横山委員

3ページ目のカッコ3に買取対象としてのバイオマスの要件が書かれています。ここは多分に国産バイオマスに加えて外国産の輸入バイオマスにも関係しますので、2点ほどお話しさせてください。例えば、日本の住宅メーカーはほとんど7割以上の木材を外国から輸入しているわけです。それを加工して使うわけですが、その際に、端材であるとか、プレーナーダスト、あるいはおがくず、これを利用して発電しているケースが多いわけです。この木質バイオマス発電は少なからず、産廃の減容化に加えてGHG削減に効果があるわけでございますけれども、しかしながら当然、投資額に見合うようなリターンはないわけです。しかし、先行事例としてこういう事業をしているわけで、個人的にはむしろプレミアムをつけてあげたい、そんな気もするぐらいです。ですから、こういう場合には、

輸入材という理由で対象から外さないで、公平になさっていただきたい。これが第1点目でございます。

2つ目は、28行目に1, 2, 3の要件がございますが、大変これは、厳密に考えますとハードルが高い要件です。一事業者ではなかなかできない問題かと思えます。例えばLCAがございますが、これも具体的に1点だけ挙げますけれども、バイオマスの場合、土地利用変化によるGHG削減問題が最近、国際的な問題として出てきているわけです。これも直接的な土地利用変化に加えて、間接的な土地利用変化というのがあるわけございまして、こんなことを考えますと非常に難しい問題が出てくる。

一つは、今、経産省のご指導でNEDOさんが、バイオ燃料のGHG排出量デフォルト値算定検討会がございます。もう一つが、バイオ燃料導入の持続に係わる持続可能性基準等に関する検討会がございます。ここでの議論を参考にすれば何かいい指標が出てくるのではないかと、そんな感じがいたします。いずれにいたしましても、あくまでもバイオマス発電の普及導入の拡大とその育成という観点もぜひご配慮いただきたい。これが2つ目でございます。ありがとうございました。

○柏木委員長

ありがとうございました。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員

今回の全量買取制度の取りまとめに当たりまして、これまでもいろいろな場で申し上げてきた点と重複する点もございますが、幾つか申し上げたいと思えます。今回の全量買取制度は、国全体として低炭素社会を目指すという趣旨での制度かと思えます。したがって、私ども電気事業者としましては、プロジェクトチームのヒアリングのころから、電気料金により電気の使用者のみで負担するというのではなく、税その他の方法によりまして広くエネルギー消費全般で負担する制度というのが望ましいのではないかとこのことを、ご意見として申し述べてきた次第でございます。

資料の17ページにおきましても、3～5年後の見直しということが記載されてございますが、仮に今回、電気料金に上乗せというサーチャージ方式でスタートすると思いたしましても、今後、その負担のあり方につきましては、他の環境政策の動向、あるいは負担の影響度合い等も踏まえながら、従来の補助金制度、あるいは税その他の方法も含めた、柔軟で、かつ機動的な見直しをぜひよろしくお願ひしたいと、改めて申し上げたいと思いません。

その上で、今回こういう形でスタートする場合には、先ほどの山田委員、市川委員のご発言とも関連いたしますけれども、前回も申しましたとおり、私ども、家庭用から産業用も含めて、あらゆる業種、あるいは消費者の皆様がお客様であるという事業でございます。そうした事業者の立場としましては、電気料金制度の仕組みの中でこの制度を回していく以上は、特定のお客様に特別扱いというのは非常に難しいということをぜひご理解いただきたいと思います。国の産業政策ということで、負担軽減策といったことをもし考えるのであれば、それは電気料金制度ということではなくて、前回もいろいろお話が出ていましたけれども、財政措置も含めたポリシーミックスといった中で、対策を考えていただければということをお願いしたいと思います。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。次に、荒川委員、どうぞ。

○荒川委員

私のほうから、2つお話しさせていただきたいと思います。

最初の部分は、永田委員のほうから、風力に関しまして最初にご質問があったのと重複するんですけれども、例えば昨日、15年でやるということが報道で出たようでした。そうしますとすぐ、私は学識経験者ですから、そんなことは聞きませんよと言いますけれども、すぐ連絡がありまして、何で20年じゃないんだとかいうことまで含めて質問が出てくるということがありまして、多くの方が興味を持っていらっしゃるということがよくわかった次第でございます。

先ほど質問がありましたけれども、6ページの表は、15年、20年に関してきれいな形でほとんど差がない。一定の仮定のもとに試算を行っているというぐあいにご説明していただいている、多分、このような形で試算するとそうだと思っておりますが、一方では、後ろのほうで、期間終了後に関しましては電気事業法に基づく規制に服するということがありまして、そういうものの整合性がきちんととれているのかなと、今日、改めて拝見して感じております。

多分、整合性がとれていると思っておりますけれども、そういうことが、多くの方々が、今回の場合にはRPSから、補助金制度から固定価格になりますので、銀行的なファイナンスのところも非常に興味を持っていらっしゃると思いますので、広く、わかりやすい形で資料をつくって、さらに一步踏み込んでいただければ、皆さん納得していただけるのではないかなと思っておりますので、さらに丁寧にその辺の、附属資料でも何でも結構でござ

ございますので、もしまとめていただければありがたいなと思っているところでございます。

2番目の話としましては、前回の系統のお話のときも質問させていただいたところでございますけれども、今回の固定価格ということで、遠隔地の場合には、系統が必要なときにはすべて発電者側の方々に負担をお願いする。さらに、系統増強の場合にもそうです、というようなお話で進んでおりますが、今回に関しては、報告書に関して、それは詳しく記載されずに、15ページ、16ページのところで「系統安定化対策について」という形で、別な委員会で、いろいろな形で詳しい議論を行うという形で進んでいるかと理解しております。

そのときに、さまざまな考え方があることを私も承知しているところでございますけれども、何らかの形で、発電事業者のほうに再生可能エネルギーを普及させるということがございますので、そういう点で、何らかの新しい対策というものが必要なときに、円滑に、柔軟に動けるような体制をとっておいただければありがたいなと思っております。

具体的には、もう一つ同じような例としまして、先ほど、太陽光の大規模なところに関しまして10年という話が、大規模ですから延ばすのが適切ではないでしょうかというお話もございましたけれども、そのような形で、いろいろな意味で柔軟に動かす、それで再生可能エネルギーを普及させるということがほんとうに必要なことなんだろうと私も承知しております。それと同じような視点で、固定価格でやるわけですが、運用の面で、上手に、私の場合には、先ほど言ったような系統など、再生可能エネルギー全体の周りのインフラなどに関しましては、補助金という言葉が適切なのかどうかわかりませんが、必要であるならば、そういうものもどこかでうまく運用するようにしていただければありがたいなと思っております。

前回の質問に対しましても、すべてのプレーヤーが不満を持つぐらいが一番いいシステムづくりですよというお話をいただきました。私もそれはそのとおりで思っております。ただ、それをすることによってそれぞれのプレーヤーが、死んではいけないと言ったら変ですが、どんどん負担をしながらも伸びていかなければいけない。そこに上手に潤滑剤を投入する。「潤滑剤」という言葉を使いますけれども、機能するように動かさなければいけないんじゃないかなと。

先ほど、機動的な見直しも必要だという話も出てまいりましたけれども、そのような視点で、必要なところはぜひ上手に、固定価格ということでしっかり議論して、大体の枠組みが決まりましたけれども、今後の運用に当たりまして、もし必要なところがありました

ならば、政府として、国として、潤滑剂的な役割のもの、あるいは補助金というようなものも考えて、再生可能エネルギーの普及、あるいは、最終的にはそういうことをすることによって全体の価格が下がってくるものと信じておりますので、そういうきっかけをつくっていただければありがたいと思っておりますのでございます。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、次が、安達委員代理です。

○前田委員（安達委員代理）

日本地熱開発企業協議会の安達でございます。まずは、短期間に非常に精力的にこの委員会を行われて、緻密な報告書の案を作成いただいたことに感謝申し上げます。

文言の修正の希望はないのですが、唯一、この案の中に、「地熱発電」という単語が全く出ていないものですから、1ページ目の22行目、「太陽光発電、風力発電などの」と一くりにせずに、ここに入れていただければありがたいと思っております。

それから、買取対象でありますけれども、効率の悪いバイナリー方式の地熱発電だけがRPS法のもとで対象とされてきましたことに対して、私ども異議を申し立ててまいりましたけれども、全量買取制度におきましては、効率のよい蒸気フラッシュ方式の地熱発電も対象として認めていただいたことに感謝いたしております。

それから、買取価格と期間ですけれども、国民負担を考慮しまして、私どもはIRR6パーセントという非常に低い値で試算をいたしまして、それで、15円で15年間では開発可能な地点は一つもないという試算結果を発表してまいりましたけれども、また、24円で15年間ですと、それで決めていただければ62万キロワットの地熱発電が貢献できるということで発表してまいりましたけれども、ここで、20円、15年でも30万キロワット程度の貢献ができますので、まずはこの制度を早くスタートさせていただきたいと考えております。

既にこの制度をあてにして、新規の地熱発電開発に着手している地点が複数あります。6パーセントという非常に低いIRRを、少しでも高くなるようなネットプレゼントバリューを実現しまして、投資家の期待にこたえるというのは、我々の技術力とコスト削減意識の見せどころであるというふうに私ども地熱開発企業協議会では話しております。したがって、これがスタートして、どんどん新規地域ができてくることによってコスト削減効果というものも出てくると考えております。

また、電源ごとのコストに対応した買取価格を要望してまいりましたけれども、その意

図するところは、市場原理で競争すると弊害が非常に多く出るということを懸念しております。各種再生可能エネルギーをバランスよく普及拡大させるということのほうが、我が国のエネルギーセキュリティと世界の低炭素化に貢献するという上で、市場原理よりも優れているというふうに私ども考えておりますけれども、しかしながら、この制度を早くスタートさせるということの優先度が高いと考えておりますので、エネルギー種の間アンバランスが生じるような事態に至ることが見えた時点で、制度をより良い方向へと見直していくという観点が報告書（案）の中に書かれておりますので、これは大変感謝しております。走りながら考えるということも大事ではないかと考えております。

最後に、既設の扱いに関しては、残念ながら、私どもの地熱発電はRPS法から漏れたということで、既設に対する支援は得られませんでしたけれども、そういうことでやや脱力感を感じているんですけれども、買取制度は開発着手以降の事業性を担保する制度であって、その前の調査段階をケアするものではないということで、FITが万能ではないということを申し上げたいと思います。したがって、補助金制度などをうまく活用して、既設の出力が落ちることがないようにするとか、あるいは既設の事業性が向上することによって、新規開発へのモチベーションが高まるような施策をお願いしたいと考えております。

残念ながら、行政事業レビューによって、私どもの地熱開発促進調査事業が廃止になりました。それから、井戸の掘削にかかる補助金も減額廃止の方向で動いていますので、FITにたどり着く前の施策が手薄となってしまって、地熱発電開発冬の時代とFITによる希望のともしびが、あたかも異常気象のごとく同時到来ということで、しかしながら、まずはFITの順調な船出を祈念して、委員長と事務局の皆さんに感謝して、私の発言を終了させていただきます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。西山委員、どうぞ。西山委員、中村委員、大橋委員、船越委員、こういう順番で行きます。

○西山委員

重複するような格好になって申しわけございませんけれども、まず、5ページの買取価格・期間に関する事項について、お願いをしたいと思います。風力発電等の太陽光発電以外の買取価格につきまして、国民負担や社会的費用の軽減も重要であることは十分認識しておりますけれども、発電コストや開発へのインセンティブの面からも、最低でもキロワ

ットアワー当たり20円での設定が必要と思われます。また、買取期間につきましては、投資回収が可能な水準以上の買取価格が設定される場合、15年を基本とすることが適当とのことでございますけれども、以前にも申し上げましたように、水力発電のように、平均耐用年数が40年を超え、投資回収に相当期間、長期を要するものにつきましては、買取義務終了後におきましても、通常の電気事業法に基づく規制、すなわち卸供給料金算定規則を適用しまして、適正な料金のもと、卸供給が円滑に継続されますよう、また投資回収ができますよう、ご配慮をお願いしたいと考えております。

また、ちょっと報告書と離れて、先のご意見とまた重なるわけでございますけれども、今回の買取制度の導入とあわせて、従来の子の補助金であります、新エネルギー等導入促進基礎調査、あるいは中小水力開発促進指導事業基礎調査におけます水力や地熱等の事業可能性調査の補助金が減額、あるいはなくなるという話も聞いております。開発前の可能性調査段階におきます投資につきましては、非常に回収にリスクを伴っておりますので、ぜひ国における補助の継続が必要と考えておりますので、ご検討をお願いしたいと考えております。

最後になりますけれども、17ページの制度導入後の検証についてでございます。新制度に移行いたしますと、社会的、経済的、あるいは技術的にも想定し得ないことが当然、起こり得ることと思います。そのような場合は、再生可能エネルギー導入促進のため、買取価格や期間はもとより、電源ごとの特性を踏まえた上で効果の検証を行うとともに、先ほどもご意見がございましたように、補助制度の復活等、必要に応じた制度の見直しを行っていただきたいと考えております。以上でございます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。中村委員、どうぞ。

○中村委員

まず、私どもの意見を酌み取る形で、この報告書(案)をつくっていただいたということに対しまして感謝申し上げます。

その上で、要望を2点ほど申し上げたいと思いますけれども、3ページの買取対象としてのバイオマスの要件につきまして、買取対象の議論のとき、事務局から、既存の産業に影響を与えないとか、持続可能であるとか、あるいは、地球温暖化対策に資するという観点で林地残材が考えられるという説明がございまして、ペーパーにも載っていたと思います。あるいは、先般の意見の取りまとめでも書いてあったと思いますが、これは要望で

ざいますが、そういう方向性として、林地残材という表現があった。そして、そのことについて私のほうからも、林地残材についてはこういう観点で、既存の産業にも影響を与えませんよ、持続可能ですよ、あるいは、京都議定書に基づいても地球温暖化対策としてカウントされていますということで、この条件を満たしていますよということで申し上げました。そういうことを踏まえて、こういった条件を満たすものとして林地残材が考えられるという議論があったので、もしできるものなら、それを載せていただければと思います。その上で、表現は別にしまして、基準の検討は必要なことかと思っております。それが1点目です。

2点目は、17ページのカッコ2の制度導入後の効果検証に関することですけれども、私どもも、この制度を早くスタートさせていただきたいという要望でございます。特に既存の産業には影響を与えないような形で林地残材を供給していくとなりますと、大方の素材生産の事業者は、火力発電所で混焼に使うバイオマス、いわゆる粉砕したものをつくらないといけないわけですが、そういった機械を買って、林内に持ち込んで、林内で粉砕するというようなことも考えているようでございますので、できるだけ早くその方向を出していただきますと、事業者としてもそういったことに早くから取り組むし、安定的な供給にもつながると思っておりますので、この制度をスタートさせていただきたい。

その上で、ここにも書いてありますとおり、機動的な制度の見直しということも含めてご検討いただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○柏木委員長

ありがとうございました。続いて、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

前回の論点メモをまとめていただいて報告書（案）ということで、非常にこれまでの議論をきれいにまとめていただいたなという印象を持っております。

コメントとして、大きなコメント1点と小さいコメント1点の2つがございます。まず、そもそもを考えてみた時に、地球温暖化対策という観点から今回の再生可能エネルギーの全量買取制度というものの位置づけを考えてみた場合には、外国諸国と同様に、CO₂の削減に関する費用対効果が高いもの、あるいは発電効率の高いものが、基本的には入るような仕組みにすべきなんだろうと思います。ただ、今回風力のみならず、太陽光にも着眼しているというのは、そもそも振り返ってみると、我が国において、太陽光に関して、半導体を用いた優秀な技術があるんだということが基本になっているのかなと思量します。

そこが、先ほど渡邊課長からご説明になった産業政策なり、育成なりというところの基本的な背景なのかなと思います。よって、仮にですが、この優秀な技術が輸出を伴った形で量産効果を発揮できずに普及しない、あるいは輸入が非常に増大してしまったといった事態が仮に起こるようなことがあれば、太陽光にかかる産業育成という観点からは、見直さなければいけない部分・局面というのはあるのかもしれないなと思います。

そういう意味で、今回、17ページ目に記していただいたような、必要に応じて機動的に制度の見直しを行うということは非常に重要なのかなと思います。ただ、産業政策としての成功いかんは事業者だけによる話かという、必ずしもそうでもなくて、お役所のほうでも産業政策、あるいは育成ということを言われたからには、例えば輸出に関して言うと、設備認証の各国とのすり合わせとか、そういうものを輸出の下地として確立していくことが非常に重要な話となってくるんだらうとも思います。そのあたり、ご努力を期待しているところでもございますし、また、今後の効果検証に関しては、普及がどの程度進んでいるかということとあわせて、どれだけ設備が輸入や輸出されたのかということも、産業育成ということの旗の下では非常に重要な側面で、そのようなデータも見ていく必要があるのかなと思いました。

2番目はやや小さいコメントで、皆さんどなたも触れていらっしゃらない点ですけども、6ページ目の最後の段落のところにも小型風力発電のことが記されております。これについては、買取を住宅用と同様にしていくんだということで、それ自体としては私も特段の異論はないのですけれども、考えてみると、太陽光と違って小型風力というのは、ご家庭でつけてもうまく動かないケースというのが、風況の状態によってありうるのかなと思います。そこで、場合によっては、制度として入っているからということで、家庭の側があまり考えずに小型風力を入れちゃう場合、いろいろトラブルが起りかねないのではないかとということも懸念しております。消費者が新しい制度によってだまされないように、どういうふうなところに立地しているお客さんに対して小型風力を入れるということにメリットがあるのか、分かるような形の制度にさせていただくのがいいのかなと思います。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、船越委員、どうぞ。

○船越委員

各委員からと重複することがあるかもしれませんが、意見を述べさせていただきます。

ます。

まず1つは、当初から申し上げていたんですけれども、現実的に申しますと、この買取制度は、温暖化対策基本法の中の3つ構成されているものの一つだということで、これら全体に対してどういうふうな状況になっていくのかという、全体観を示してほしいということも冒頭から申していたんですけれども、ここに来て、いわゆる環境税というのが石炭税の1.5倍というようなのが出てきた。それから、先行している全量買取制度による負担感というのがぼつぼつと見えてきた。それから、排出量、排出権取引については、ちょっとどうかなど。

そういう状況の中で、だんだん1つ1つが全体となって出てきているというところの中で、全量買取制度というのをどういうふうに見ていくべきかということなんですけれども、現実的に申しますと、エネルギー政策として、こういう新しい技術も含めて進めていくということについては全然異論がないところですが、実際、省エネルギーという面からすると、産業界というのは、今まで飽くなき努力を続けてきており、さらに続けていこうということでやっているということなんですけれども、今回の全量買取制度というところを視点にすると、それによってかなりの影響を受けるところがあるというのは事実です。これにどういう対応をしていくかということになるんですけれども、冒頭、山田委員からもありましたけれども、幾つかの多消費産業というものについて言えば、非常に大きなインパクトがあるということと同時に、それぞれのつくっている素材というのが意外とエネルギー政策に影響を与えているもの、例えばソーダからつくっていきますようなプラスチック類というものについて言えば、現実的に言うと、太陽光発電にも部材として使われていくというようなところがあって、そういうものに影響があるものとそれをうまくハーモナイズさせてやっていかなければいけないというところにかかってくるだろうと思います。この制度が導入されることによって、その産業がなくなってしまうというのは愚の骨頂でありまして、いわゆる日本の産業の転換をしていく中で、どういう役割になってくるかということではありますが、なくしてしまうということはありませんだろうと思います。

したがって、そういう意味からして、今回の制度の影響がどこに来て、どういうことになるかということを考えてみれば、やっぱり激変緩和措置というのは必要ではないかと思えます。それが金額の面なのか、それとも、例えば開発に対する支援なのか、それから、どこから入れていくかという期間の問題、入れていくことによって日本全体がよくなるという見通し、そういうものがあってこそ、ということになるのではないかと思います。冒

頭申し上げましたように、エネルギー政策としての全量買取制度という側面を出していた上で、全体的にどういうところに落としていくかということをご検討していただきたいと思っております。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、山口委員、村関委員、月山委員。

○山口委員

手短かに、JXの山口でございます。まず、事務方のほうで、大変短期間にきちっとした資料をおまとめいただきまして、ありがとうございます。私のほうからは2点、お話をさせていただきたいなと思っております。

1つは、制度設計における柔軟性というか、それを相当きちっと持っていたいただきたいなと思っております。当然のことながら、ヨーロッパなんか見ていると、FITをとっている諸外国なんかでは相当な勢いでシステムコストが下がってきている。500キロワットの枠を撤廃するということになると、これはメガの話になってきますので、相当システムコストもダウンしてくるという話になってくると思っておりますので、ある意味で競争も激化してくるんだろうなと思っております。ただ、それが、この制度をつくる時の大義というか、目的でありますところの再生可能エネルギーをどうやって普及させていくかということにミートするわけですから、それは非常にいいことだろうと思っております。

そういう意味からしますと、これから期間の問題、価格の問題というのが出てくると思っておりますけれども、私は個人的にいても、かなり思い切ったレベルで出されることを期待しておりますし、それは、ひいてはシステムコストを下げた上で、かつ、それが再生可能エネルギーの普及促進にまずダイレクトにきいてくるだろうということはどなたもわかることだと思っておりますので、期待しております。そういう意味では、それを目的とした制度設計、いわゆる制度の柔軟性を持たせた制度設計をお願いしたいというのが1点でございます。

もう1点は、先ほどから出ていますように、そうはいっても、電力多消費型産業に与えるインパクトは、当然のことながら相当強いと思っておりますので、その制度設計に柔軟に対応する意味でも、一定の緩和措置といったことも念頭に置いてやっていただければいいのかなと思っております。

私としましては、まとめになりますけれども、普及させるということが当然、必要不可欠なわけですので、そういう意味からしますと、ぜひとも勇気を持ってきちっとした、期

間にしろ、価格にしろ、検討していただければありがたいなと思っています。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。村関委員、どうぞ。

○村関委員

まず、短期間で非常に大変な作業をしてまとめていただきました、柏木委員長以下に感謝申し上げたいと思います。

1点、こういった新しい制度が入ってくると、いろいろなビジネスチャンスが出てくると思います。例えば5ページの上のほうに、住宅用の屋根貸しといったような形が出ておりますけれども、制度として、設計の中で、住宅ということなので、発電目的であったとしても、これは事業形態がどうなるかよくわかりませんが、省エネを促進するという意味では、ほんとうに余剰がいいのか、全量がいいのか、ここら辺はこれからの検討になるんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺の検討が必要かなと思います。

もう一つは、先ほど大橋委員のほうからもご指摘がありましたけれども、一方で、こういった新しい形態が出てくると、こういったプレーヤーが入ってくるのかということところはちょっと心配になるところでございます。前回までも訪販業者さんの例を申し上げてまいりましたけれども、一般の事業者の場合には、それを受け取る事業者が企業の場合には良いのですけれども、家庭用の一般のお客様の場合には、先ほど家庭用の風力発電の話がありましたけれども、屋根を貸してくださいというようなことが広がることは、一方でいいことかもしれませんが、本当に大丈夫なんだろうかという不安も覚えるところでございまして、そういった意味で、消費者の保護といった点で、何らかの施策を講じていただく必要があるのではないかなと思う次第でございます。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、月山委員、どうぞ。

○月山委員

私のほうから、制度設計の中身も含めまして、数点、お話しさせていただけたらと思います。

いろいろな方からお話が出ておりますが、今回の全量買取制度は、国民生活、産業活動に対して非常に大きな影響を及ぼす制度でございます。国におかれましては、今までも相当ご尽力いただいておりますが、全量買取制度、温暖化対策全般のトータルの負担につきまして、引き続き、きめ細かな説明、あるいは納得活動、理解活動をぜひ進めていただく

ようお願いできたらと思っている次第でございます。

細かい点に入ります。一点目は、制度の中での買取期間、それから買取価格についてでございます。太陽光発電を除いた、それ以外の再生可能エネルギーによる電気の買取価格の設定に当たりましては、国民の負担軽減、それから再生可能エネルギー間の競争という観点、あるいは発電コスト低減のインセンティブを促すという観点が非常に重要だご指摘いただいております、私どもも非常に大事なポイントかと思っております。先ほど中村委員からも、林地残材をというようなお話もありましたが、そういったものも含めまして、今回の制度設計の中では、価格については、一律価格を実施していただくことが、先ほど申し上げたような観点から、非常に大事なポイントではないかと思っております。ぜひその方向の中で、制度設計をお願いしたいと思います。

もう一つは、今回、資料の16ページから17ページにご記載いただいております、制度導入後の効果検証についてでございます。皆さんからご指摘がありましたが、これについても非常に重要なポイントかと思っております。その中で1つ、17ページのカッコ2のところにも、これは趣旨を織り込んでいただいていると理解しているところでございますけれども、太陽光発電の買取価格につきましては、太陽光発電のシステム価格のコストダウンを早期に実現するということが、もともとの話にもありました産業政策にもかなうところかと思っております。段階的に引き下げるという措置、これを方向性としてしっかり実現していただくというのが大事なポイント、国民負担の最小化という話にもつながってくるポイントかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一つの点は、これは非常に細かい点になって恐縮でございますが、太陽光発電の買取方式に関する全量買取の対象範囲、すなわち4ページから5ページに記載していただいているところでございます。太陽光発電の買取方式に関する全量買取の対象範囲の検討につきましては、5ページのところに、現行制度と新しい制度のイメージというところをお示しいただいておりますけれども、これに関して議論になりましたのは、制度導入で混乱することを避けるために、簡明性、その意味で、現行制度との継続性が大事だという点であったと記憶してございます。

若干細こうございますが、ここで住宅用、非住宅用の区分、私どもが思っております運用の仕方と、ここで書いていただいているイメージと、方向性としては同じかと思っておりますが、細かいところで、運用の中でご相談させていただきたいところがございます。引き続き、具体的なイメージということで、詳しく設計されていくということだと思っておりますので、

個別にご相談させていただけたらありがたいと思っているところでございますので、ご理解をよろしく願いいたします。

最後に、先ほどから山田委員、山口委員、あるいは船越委員から、今回の買取制度による負担のインパクトのある業界に対しての配慮をというお話に関する点でございます。ご指摘いただきましたように、特定の産業について、今回の制度によって死活的な問題が起こるといのは大変なことだと思っております。その意味で、役所、国におかれましては、いろいろな政策を総動員していただくという形で、ぜひいろいろな形を考えていただくというのが非常に大事なポイントかと、私どもも思っているところでございます。

ただ、料金制度というお話をお考えいただく中では、言葉は悪うございますが、特定の業種の方に、ある意味で特別扱いするという事は、制度設計を具体的に進めていく中でも、あるいはお客様対応を進めていく中でも、非常に難しい点がございます。料金制度、あるいはその運用という観点、公平性という観点として、制度設計をぜひお願いしたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願いしたいと思います。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。一通り全員ご発言をいただいたということになります。渡邊課長の方で、何かコメントありますか。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

補助金の件で、幾つかのご意見、荒川先生とか、あるいは地熱の関係で頂きましたが、新エネルギーの導入促進のための補助金というのは、後年度負担は残るんですけども、住宅の太陽光を除いては終了するという方向になっています。ただ、地点調査等については、要求はしているというのが今の状況でございます。

それからもう一つ、前回の資料で、風力の関係だと思いますが、特区みたいなどころとか、特別な場合、一定の区域において戦略的な支援というような書きぶりで書かせていただきましたが、何らかの戦略的な支援というのは引き続き検討していくということかと思えます。

それから、太陽光については、実は輸出も結構頑張っていまして、それから、国内でも頑張っていて競争力を維持していると思うのですが、風力発電がやや、そういう意味では、まだ輸入品が多いところを私どもは心配しておりまして、風力発電機メーカーに、ぜひこの機会に頑張っていたいただきたいという希望を持っております。

それから、負担軽減の話ですけれども、ドイツの措置というのがありますが、ドイツの場合は減免総額が大体1,000億円ぐらいになっていまして、先ほど電炉で100億円という話がありましたけれども、例えばそれにソーダとか中小企業ということに拡大してくると、負担総額はどのぐらいになるのかとか、なかなか難しい問題があつて、これは私ども、全然検討していないということじゃないんですけれども、いろいろな検討をした上で、難しい問題があるのかなということがあります。

もう一つは、公平性の大原則というのをごさしまして、私どもの検討の圏域を超えてどうか、そういう感じもちょっとしているところをごさします。

いずれにしても、ご意見をいただいたところを可能な限り反映させるような方向で修正させていただきたいと思っております。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。皆さんからご意見をいただいて、委員会が随分機能してきたという感じは否めないのではないかと思います。極めて建設的だと思います。

位置づけとしては、今日の参考資料1の「再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に当たって」は、政治主導でできたプロジェクトチームで、私ももちろん委員で参画してまして、こういう方向で現政権が、再生可能エネルギー、エネルギー政策、環境政策、あるいは産業政策も含めてやるのが極めて良いのだとマニフェストに書かれて、国民の支持を受けた。彼らが決断した内容が参考資料1で、基本的な考え方並びに具体的な制度イメージ、これに沿って、今度は総合資源調査会の下部の小委員会として、法律マターにするということになるわけですから、この小委員会が開かれて、これに沿った形で、それぞれ皆さんが、こういう方向でやるべきだというお考えを述べていただいた。その報告書が今日の(案)として出ているという位置づけであります。

幾つかポイントがあつて、原則的に言えば、固定価格買取というのは、固定価格を決めちゃうわけですから、いったん決めたらなかなか動かない。市場原理が入らないから割高になる。ただ、事業者にとってはこんな事業をやりやすいものはないという制度で、RPSはどちらかというと、市場原理を入れて、量を決めて価格で調整するわけですから、なるべく国民負担を少なくして最大限のと、このような、本来うまく機能すれば、答えは同じになっていくと考えられるわけですが、今の政権はこれをやれと指示しているわけで、機能するためにどうしたらいいかというので、たしか私が言ったのは、機動的にきちっと見直せということです。プロジェクトチームの報告書には、「再生可能エネルギーの導入量

等を注視しながら、3～5年後を目安として、必要に応じて機動的に制度を見直す」と書いてあって、やるならそういうふうにしないと、価格もどんどん下げられるものなら下げていく、それで国民負担を少なくしていくということが大事ではないでしょうか。また、今日の事業者サイドの話は、できれば早くやれというようなご意見が多かったような気がします。

ただ、負担する側からすれば、公平性をどうしてくれるんだという話があったわけで、ここで決められる範囲というのは、プロジェクトチームの報告書の中の、具体的な制度イメージのAからHまでで、Hには軽減措置まで入っていますけれども。これに対して、何らかの皆さんのご意見を、マジョリティーであったものはマジョリティーで書いていく。あと、これより逸脱するような内容のものは両論併記で持ってくる。その後、プロジェクトチームに渡して、最終的には政治決断をいただくというふうになるんだと私は理解しています。ただ、そうは言っても、書き方で、バイオマスの定義がわからないとか、バイオマスの範囲が、もう少し詳しく、こういうふうに書かれてしまうと入るべきものが入らないのではないかな等、いろいろなご意見があったように思っています。ただ、買取制度小委員会の報告書案の一番最後に書いてありますように、次期国会に提出すべく準備を進めるということまで書いておきますと、全員賛成とはいかなくても、1月中下旬ぐらいまでには何らかの形である程度の報告書を出しておかないと、私たちは責務怠慢になる可能性があります。また、パブリックコメントの手続きも必要です。一番最初のほうで、何人かの方々に、国民がどう思っているのか、委員だけでなく国民の意見もよく聞くべきという話も多々いただいたように思っておりまして、そう考えますと、可能であれば、今いただいたご意見を加味して、これを修正加筆する。両論併記の場合には両論併記、ご意見があったと。これをまとめて、パブリックコメントをできるだけ早い時期に出したいと思います。3週間は必要になりますから、できる限り年内中に、正月を挟んで国民の皆さんにじっくり読んでいただく。それでまた、パブリックコメント、皆さんに寄せられたものを最終的に加味して、1月中に報告書として出していきたい、委員長としてはこういう要望があるんです。

そうなりますと、もし可能であれば、今言ったようなことを加味しながら、両論併記の場合には両論併記で持ってきて、なるべく国民にわかりやすい形でのコメントをつけて、パブリックコメントの案をつくっていくというのを、頼りないですが、委員長と事務局と一体になって、また皆さんにご相談するかもしれませんが、一任していただくと、動きが

なるべく早くできるというふうを考えられるんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柏木委員長

よろしいでしょうか。それであれば、間違いなく今日の内容をきちっと精査して、まとめ上げ、なるべく早い時期にパブリックコメントを出すこととします。お正月を挟んで、国民の皆さんから多数の意見をいただくというふうにさせていただければ、非常にうれしいということで、どうもありがとうございました。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

今回の委員会でございますけれども、今、柏木先生からお話ございましたように、パブリックコメントにかけさせていただいて、その後、1月中旬ぐらいの開催を予定しております。詳細につきましては、またご連絡を差し上げたいと思います。

また、この全量買取制度の検討の場としては1月中旬に次の委員会を開催させていただきたいのですが、太陽光の余剰買取制度だけを扱う会合をもう一回、1月下旬に開催する必要があります。これは、毎年1月に、次の年度の太陽光発電の余剰電力買取制度の買取価格を決める小委員会というのを開催することになっているためです。

太陽光とはほとんど関係のない方もいらっしゃると思いますので、必ずしもご出席を強要できないわけでございますが、しかしながら、いずれ太陽光以外のものの買取価格もここで決めるということになるかもしれませんので、どういう雰囲気かというのをごらんになりたい方もいらっしゃると思いますので、ご案内させていただきます。この全量買取制度の次回の検討の場としては1月中旬開催で、太陽光発電の余剰電力買取制度の来年度の買取価格を決める会を1月下旬に開催させていただくということで、また日程等をご案内させていただきます。以上です。

3. 閉会

○柏木委員長

どうもありがとうございました。良いお年を。

— 了 —

【問い合わせ先】

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー新エネルギー部

新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室

電話：03-3501-1511（内線：4455）

FAX：03:3501-1365